

離島航路等に係る特別財政措置 に関する緊急要望

離島住民にとって、離島で仕事をし、生活を営む上で離島航路・航空路の維持、存続は必要不可欠であるが、離島航路・航空路を担う民間交通事業者の多くは採算が取れず、運賃の高騰、航路等の廃止・休止を余儀なくされている。

この現状を打開するには、地方自治体又は民間交通事業者が行う船舶・航空機・ヘリコプターの整備に対し手厚い支援措置を行う必要がある。

しかしながら、離島市町村及び関係都道府県の多くは大変厳しい財政状況にあり、「離島振興法」の改正・延長にあたっては、離島航路・航空路の維持のため、下記の特別な財政支援制度を創設するよう要望する。

記

○離島航路等に係る特別の地方債措置

- ・ 都道府県又は市町村事業に充当
- ・ 起債充当率 100%
- ・ 元利償還金の80%を交付税措置
- ・ 船舶・航空機・ヘリコプター等の購入費等を対象

平成24年1月13日

全国離島振興市町村議会議長会